○農林水産省告示第八百九十七号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十九年五月二十五日

農林水産大臣　山本　有二

一　保安林の所在場所　熊本県阿蘇市三久保字丸藪二六九の一（次の図に示す部分に限る。）、二七二の四〇〇から二七二の四〇二まで

二　指定の目的　土砂の流出の防備

三　指定施業要件

(一)　立木の伐採の方法

1　次の森林については、主伐は、択伐による。

字丸藪二七二の四〇〇から二七二の四〇二まで（以上三筆について次の図に示す部分に限る。）、二六九の一

2　その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

3　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

4　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二)　立木の伐採の限度　次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を熊本県庁及び阿蘇市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第八百九十八号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十九年五月二十五日

農林水産大臣　山本　有二

一　保安林の所在場所　熊本県阿蘇市西小園字中園四四八の二〇〇、四四八の二五五、字西中尾八四六の一、八五七の一、八五七の三、八五七の四

二　指定の目的　土砂の流出の防備

三　指定施業要件

(一)　立木の伐採の方法

1　次の森林については、主伐は、択伐による。

字西中尾八四六の一・八五七の一・八五七の三・八五七の四・字中園四四八の二五五（以上五筆について次の図に示す部分に限る。）、四四八の二〇〇

2　その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

3　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

4　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二)　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を熊本県庁及び阿蘇市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第八百九十九号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十九年五月二十五日

農林水産大臣　山本　有二

一　保安林の所在場所　熊本県阿蘇郡南阿蘇村大字河陰字北岸野四二一四の二（次の図に示す部分に限る。）、字堀渡ノ西三六三八の一一、三六三九

二　指定の目的　土砂の流出の防備

三　指定施業要件

(一)　立木の伐採の方法

1　次の森林については、主伐は、択伐による。

字堀渡ノ西三六三八の一一・三六三九・字北岸野四二一四の二（以上三筆について次の図に示す部分に限る。）

2　その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

3　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

4　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二)　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を熊本県庁及び南阿蘇村役場に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第九百号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十九年五月二十五日

農林水産大臣　山本　有二

一　保安林の所在場所　熊本県阿蘇市一の宮町坂梨字大島一〇九三（次の図に示す部分に限る。）、一〇九二、一〇九六、一一二五、一一二六

二　指定の目的　土砂の流出の防備

三　指定施業要件

(一)　立木の伐採の方法

1　次の森林については、主伐は、択伐による。

字大島一〇九二・一〇九六・一一二五・一一二六（以上四筆について次の図に示す部分に限る。）、一〇九三

2　その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

3　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

4　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二)　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を熊本県庁及び阿蘇市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第九百一号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十六条第二項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。

平成二十九年五月二十五日

農林水産大臣　山本　有二

一　解除に係る保安林の所在場所　長野県下伊那郡大鹿村大字大河原四八五〇の五（次の図に示す部分に限る。）

二　保安林として指定された目的　土砂の流出の防備

三　解除の理由　鉄道用地とするため

（「次の図」は、省略し、その図面を長野県庁及び大鹿村役場に備え置いて縦覧に供する。）

○国土交通省告示第五百四十七号

宅地建物取引業法（昭和二十七年法律第百七十六号）第十七条の八の規定に基づき、同法第十六条第三項に規定する登録講習機関である株式会社Ｓｏｃｉａｌ　Ｂｒｉｄｇｅから住所及び講習業務を行う事務所の所在地を変更する届出があったので、同法第十七条の十八第二号の規定に基づき次のとおり公示する。

平成二十九年五月二十五日

国土交通大臣　石井　啓一

一　住所及び講習業務を行う事務所の所在地の変更

変更前	大阪府大阪市北区梅田一丁目一番三号大阪駅前第三ビル十四階
変更後	大阪府大阪市北区梅田一丁目一番三号大阪駅前第三ビル十階

二　変更する年月日　平成二十九年五月一日

○国土交通省告示第五百四十八号

宅地建物取引業法施行規則（昭和三十二年建設省令第百十二号）第十三条の二十二の規定に基づき、同規則第十三条の十六第一号に規定する登録実務講習実施機関である株式会社Ｓｏｃｉａｌ　Ｂｒｉｄｇｅから住所及び登録実務講習事務を行う事務所の所在地を変更する届出があったので、同規則第十三条の三十二第二号の規定に基づき次のとおり公示する。

平成二十九年五月二十五日

国土交通大臣　石井　啓一

一　住所及び登録実務講習事務を行う事務所の所在地の変更

変更前	大阪府大阪市北区梅田一丁目一番三号大阪駅前第三ビル十四階
変更後	大阪府大阪市北区梅田一丁目一番三号大阪駅前第三ビル十階

二　変更する年月日　平成二十九年五月一日